

管理協02-230

令和3年1月8日

会員各位

一般社団法人マンション管理業協会  
事務局長 鈴木良宜

新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言に関する政府からの要請について  
(実施区域：埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県)

謹啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は、弊協会業務に格別なるご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

ご高承の通り、令和3年1月7日に政府より新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、1都3県に対して緊急事態宣言が行われました。

政府では下記 URL にて情報を発信していますので、会員各位におかれましては政府要請を踏まえた対応をお願いいたします。

<https://corona.go.jp/emergency/>

また、今回の緊急事態宣言では「20時以降の外出自粛」のための「事業継続に必要な場合を除く、20時以降の勤務抑制」に関する要請が含まれていることから、会員各位社員の勤務体制はもとより、受託管理組合に対しても総会や理事会等への対応については20時までとする、又は20時には帰宅できるような体制とすることについて要請する等、政府方針に基づいた対応をお願い申し上げます。

なお、政府発表に基づく上記対応については国土交通省へ報告済みであります。国土交通省からも要請があり次第、別途通知いたします。

謹白

本通知に関するお問合せ先  
(一社) マンション管理業協会  
業務部 森野  
TEL03-3500-2721